第１号様式（第２条関係）



請願書

2026（令和８）年11月２日

上尾市教育委員会 様

請願者（代表者）[redacted]
住所（所在地）[redacted]
氏名（名 称）[redacted]
電話番号[redacted]

１ 請願採決における賛否の明確化に関する請願

２ 請願の趣旨

本請願は、上尾市教育委員会に提出された請願の採決に際して、各教育委員ごとの賛否が明確となる方法（挙手）により採決を行うことを求めるものです。

上尾市教育委員会は、教育長および多様な経験や立場を有する５人の委員により組織される合議体の執行機関であり、提出された請願の審議にあたって、市民に向けて説明責任および透明性が求められます。したがって、請願の採決に際し、各教育委員の賛否が明らかとなる方法（挙手による採決）を採用することは、教育委員会制度の趣旨をより明確にするとともに、市民の教育行政に対する理解と信頼の向上に資するものと考えます。なお、詳細については、以下の「請願の理由」によります。

３ 請願の理由

⑴ 「教育委員会の会議を非公開にする際の採決の可視化」の有効性について

請願者が本年４月に提出した「教育委員会の会議を非公開とする際の慎重な判断及び採決の可視化に関する請願」が採択されたことにより、４月定例会以降、会議を非公開とする場合には、教育委員による挙手により採決が行われています。

このことにより、傍聴者は会議を非公開にする際の採決の状況を従前よりもいっそう明確に確認できるようになり、さらに後日公表される会議録においても採決結果が記録されるなど、会議運営の透明性向上に一定の効果が認められます。

すなわち、この例からも明らかなように、採決における賛否の可視化は、教育委員会の意思決定過程を市民に分かりやすく示すための有効な手法であると考えます。

⑵ 現在の請願採決の方法について

教育委員会６月定例会の会議録によれば、請願の可否については、審議終了後に教育長が「本請願につきましては、採択が適当であるということでご異議ございませんか」と諮った後、「～委員全員から異議がない旨を確認～」と記録されています。

この方法は委員の意思を確認する際の手段として一定の合理性を有するものです。

一方で、後述のとおり、今後提出される請願の内容によっては、採択・不採択についての各教育委員の判断が異なる場合もあり得ることから、請願の採決において教育委員ごとの賛否が明確となる方法（挙手）を採用することが望ましいと考えます。

⑶　教育委員会制度と委員の多様性について

ア．上尾市の教育委員の定数は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例」により５人と定められています。（【資料１】および【資料２】）

イ．教育委員の定数について市長は「委員の数の弾力化が図られるとともに保護者からの選任が義務付けられたことを受け、市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようにするため増員しています」と説明しています。（【資料３】）

このことからも、教育委員会制度は、多様な経験や立場を有する委員による合議を通じて、市民の多様な意向を教育行政に反映することを重要な理念の一つとしていることがうかがえます。

ウ．請願は市民等が教育委員会に対し意見や要望を表明する貴重な機会であり、その採決において当該請願についての各教育委員の賛否が明らかになることは、「上尾市教育委員会会議規則」に照らしても支障はありません。（【資料４】）

⑷　類似事例について

以上述べた類似の例として、上尾市議会における請願の採決方法が挙げられます。

一例を挙げれば、令和８年９月３日に開催された文教経済常任委員会では、請願第13号について、委員長が「採択する委員の挙手を求めます」と述べ、委員の賛否を明らかにした上で採決を行っています。そのうえで、議会の本会議においても起立または挙手（着座の場合）により採決が行われています。

教育委員会と市議会は異なる機関ではありますが、提出された請願に対し、委員または議員の賛否を明らかにする方法で採決している類似の例として参考になるものと考えます。

⑸　教育委員会会議における請願採決の可視化について

今後、市民等から提出される請願の内容は多岐にわたることが想定されます。その中には、教育委員の間で賛否や評価が分かれる案件も含まれるものと考えられます。

教育委員会は合議制の執行機関であり、それぞれの教育委員が独立した立場から審議に参加しています。そのため、請願審議後の採決についても、各委員の賛否が明らかとなる方法により行うことは、教育委員会制度の趣旨をより具体的に示すことにつながります。また、上述のとおり、すでに実施されている「会議を非公開とする際の採決の可視化」においても、挙手による採決が円滑に行われていることから、請願の採決に同様の方法を用いることに特段の支障はないものと考えます。

本請願については、請願の採択・不採択という結果そのものを問題とするものではありません。教育委員会制度が有する「多様な意見の反映」という趣旨を一層明確にし、市民に対する説明責任及び会議運営の透明性を高めることを目的として、ここに請願するものです。

以上のことから、請願審議後の採決においては、教育委員の多様な意見を尊重し、当該請願に対する賛否を挙手によって明らかにすることを求めるものです。

【資料１】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」第３条

（組織）
第三条　教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

【資料２】「上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例」

○上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例

平成21年3月25日条例第9号

改正

平成27年3月27日条例第10号

上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定に基づき、上尾市教育委員会の委員の定数を5人とする。

【資料３】上尾市教育委員の定数についての市長見解

教育委員会の組織について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３条ただし書の規定により、本市においては、平成２１年１０月１日から教育委員の定数を６人に増員しております（のちに教育長が教育委員としての身分を有しなくなったため、平成２７年４月１日から委員の定数を５人に改正）。

委員の定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、委員の数の弾力化が図れるとともに保護者からの選任が義務付けられたことを受け、市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようにするため増員しております。

出典：『市長への政策提言』（令和７年５月30日受付）への市長からの回答

【資料４】「上尾市教育委員会会議規則」第10条

第10条　採決は、教育長が委員に対し、問題について異議の有無を諮る方法によって行う。

2　前項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認めたときは、委員に対し１人ずつ賛否の意見を求める方法又は記名若しくは無記名投票の方法によって採決することができる。